

鳥取県告示第 561 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字東字塚字大谷548、549、549の1、550から565まで、566の2から566の25まで、字大成567の1、567の2、568から580まで、581の1から581の29まで、字百カン谷582の1、582の2、583から587まで、588の1から588の42まで、589から592まで、592の1、593から603まで、604の1、604の2、605、606の1、606の2、607、608、608の1、609の1、609の2、610の1、610の2、611、612、613の1から613の3まで、614から616まで、字津満屋617、618の1、619の1、620の1、621の1、622の1から622の3まで、623、623の1、624、625の1、626の1、628の1、630の1、630の2、631の1、631の2、632の1、632の2、633、633の1、634、634の1、635、636の1、637の1、大字河津原字山口上262の1から262の16まで、字奥田271から273まで、274の1から274の9まで、274の11、字マア谷口349の1から349の21まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)